

サンポート高松イメージキャラクター「サンポくん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サンポート高松イメージキャラクター「サンポくん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 理事長は、着ぐるみを業務の支障のない範囲で貸し出すものとし、貸し出し対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) サンポート高松でイベント等を主催する団体及び企業
- (2) サンポート高松のPRに資するイベント等に参加する団体及び企業
- (3) その他理事長が適当と認めるもの。

(貸出の承認申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめサンポくん着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出承認等)

第4条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、着ぐるみの貸出を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出を承認しない。

- (1) サンポート高松の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 暴力団、暴力団体又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
 - (6) その他理事長が使用について不適當と認めたとき。
- 2 理事長は、着ぐるみの貸出を承認するときは、サンポくん着ぐるみ貸出承認通知（兼）請求書（様式第2号）により、貸出を承認しないときはサンポくん着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による着ぐるみの貸出の承認をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、別表のとおりとする。また、着ぐるみの運搬等に係る経費

は、前条第2項の規定により貸出の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

2 理事長は、高松市が貸出承認を受けて着ぐるみを利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

（使用料の納付時期）

第6条 使用者は、貸出承認を受けた日から当該貸出承認に係る使用しようとする日の7日前までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、やむを得ないと認めるときは、別に納付時期を指定することができる。

（貸出期間）

第7条 着ぐるみの貸出期間は、原則として借受、返却に要する日を含めて10日以内とする。

2 前項に定める借受日が財団の休日の場合は、その直前の財団業務日に貸し渡すものとし、直前の業務日から貸出承認を受けた借受日の前日までの使用料は無料とし、前項に定める返却日が、財団の休日の場合は、その直後の財団業務日に返却するものとし、返却日の次の日から直後の業務日までの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、着ぐるみの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けること。
- (2) 着用の際は、以後の使用者が快適に使用できるよう気をつけること。
- (3) 着ぐるみの中に入る人の健康管理を十分に行うこと。
- (4) マスコットキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時に声を出し、又は公衆の面前での着脱をしないこと。
- (5) 着ぐるみを火気及び水気の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天等で天候が悪化している場合は、屋外での使用はしないこと。
- (7) 着ぐるみの改造等をしないこと。
- (8) 輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。
- (9) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (10) 貸出期間を遵守すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消）

第9条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、理事長は、貸出承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合において、使用者に損害が生じたときは、理事長はその責を負わない。

(原状回復)

第10条 着ぐるみを損傷又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復、クリーニングその他必要な処置を行い原状に回復しなければならない。ただし、通常の使用による損耗についてはこの限りではない。

2 着ぐるみを紛失し、又は修理若しくは修復が困難な状態までに損傷した場合は、特別な理由があるときを除き、使用者が実費弁償しなければならない。

(責任制限)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、理事長は一切その責を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸し出しに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

(単位：円、税抜)

内 容	貸出イベントの目的	
	非営利	営 利
(1) 第2条第1項第1号又は第2号に該当する場合	無 料	1日あたり3,000円
(2) 前号に該当しない場合	1日あたり1,500円	1日あたり10,000円